

2025 年度における内部質保証に関する取組や成果等について

2026 年 6 月 25 日

会津大学

学校教育法、会津大学の内部質保証の方針及び中期計画に基づく、2025 年度における内部質保証に関する主な取組や成果等について、以下のとおり報告します。

1. 3 ポリシーの点検・評価、見直し

大学院の CP における「学修方法」「学修成果の評価」について改めて明確化し、WEB サイトにおいて公表するとともに、学生に対してもメール等により周知を行った。あわせて、大学院・学部の AP において、学力の 3 要素を踏まえた「受け入れる学生に求める学習成果」に関する記載を改善した。

なお、第 4 期中期計画に掲げられている「3 ポリシーの点検・評価及び見直し」については、2026 年度以降において、現行の 3 ポリシーをベースに、学習成果の把握・可視化の観点や学生・教員、ステークホルダーの理解促進の観点から見直す方針とした。さらに、2～3 年後を目途に、県や地域企業その他の外部のステークホルダー等の意見聴取・調整を行いつつ、社会環境の変化への対応や産業界のニーズの取り込みに配慮した、中長期的な視野での見直しを進める。

2. 3 ポリシー等を踏まえた教育の実践

学修成果の発現の観点からカリキュラム体系性の向上や単位の実質化を図るため、主要授業科目を設定した。あわせて、年間の履修可能単位数について、上限を現行の 56 単位から 50 単位に変更する方向で見直す方針を決め、2026 年度に、当該方針に沿って、制度の詳細設計や規程の改定等、必要な整備を進める。

また、中央教育審議会の「教学マネジメント指針」を踏まえ、成績評価に関して到達レベルを記述した評価基準を策定したほか、2026 年度のシラバスから授業の方法や事前事後学修の内容の記載様式を定めた。さらに、大学院の体系的な学修及びカリキュラムの評価・改善に資するためカリキュラム・マップを新たに作成した。

カリキュラムの技術者教育としての体系性に関しても、コンピュータサイエンス分野の最新のカリキュラム基準の改訂（CS2023）に対応し、それに準拠した。

3. 学修成果の発現状況の確認

学修成果の可視化に向け、学生の学修状況および到達度評価について検討を行った。2025年度の文部科学省による「全国学生調査」に参加してとりまとめた学生からのアンケート結果や、今後、同省によって公表される全国の大学の調査結果などを踏まえ、新たに設置した企画運営委員会及び評価委員会において、卒業論文到達度評価表の活用や企業・卒業生アンケートの実施、全国学生調査結果の分析・活用等について検討を継続する。

4. 内部質保証の充実

大学の教育研究等の活動全体を対象とする内部質保証の更なる充実に向け、学長を責任者とする内部質保証の推進体制を確立するため、従前の内部質保証に関する方針を改めるとともに、学長を委員長として取組方針や計画立案を所掌する企画運営委員会、及び、研究科長を委員長として自己点検・評価の実務を担う評価委員会を新たに設置した。今後は、当該新組織を全学レベルにおける内部質保証システムの中軸として位置づけ、PDCAサイクルによる自律的・継続的な質の改善及び向上を図る取組を推進する。

組織的な教育研究活動の向上に向けて、内部質保証に関する研修会を実施するとともに、ファカルティ・デベロップメント（FD）活動の充実を図るため、全学的な推進に当たっての実施方針を作成し、2026年度施行の準備を進めた。

5. その他内部質保証に関する取組等

別紙「2024年度の機関認証における対応を要する事項及び中期計画記載事項（教育の内部質保証関連）に対する対応の状況及び方向性について」を参照。

2024 年度の機関認証における対応を要する事項及び中期計画記載事項（教育の内部質保証関連）に対する対応の状況及び方向性について

【機関認証において対応が求められる又は対応が望ましいとされた事項】

1. 大学院課程における収容定員の未充足、超過それぞれについては、定員管理に向けた組織的な対応及び教育の質保証向上のための対応が求められる。

26 年度春入学は前期課程 85 名・後期課程 9 名となり、2026 年度当初における在籍学生数は前期 228 名・後期 56 名。収容定員として前期 240 名、後期 30 名のところ、前期課程の収容定員の未充足の状況は解消される状況である。なお、後期課程における超過の状況については、研究科長及び大学院入試委員会において適切に管理していく。

2. 大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、「学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方」を具体的に示すこと及び学生への周知が求められる。

大学院の CP における「学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方」の記載については、WEB サイトで公表済み¹。また、学生に対しても Campus Guide への記載により周知済みである。

3. 学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、「受け入れる学生に求める学習成果」を具体的に示すことが求められる。

大学及び大学院の AP に「受け入れる学生に求める学習成果」を明記し、2027 年度入試から適用するため WEB サイト等で公表していく。

4. 学生の年間履修単位数の上限については、単位の実質化の観点から、授業時間外における事前事後の学習時間の実態等の分析・検証を踏まえた設定の見直しが求められる。

学生の年間履修単位数の上限（CAP 制）については、現行、56 単位/年が上限であるところ、これを 50 単位に変更する方向で具体的な検討を開始している。2026 年度中に学則改定などの事務的な手続きを行い、2027 年度の入学生から施行する。なお、既存の学生につい

ても 50 単位を上限の目安とするよう指導する。

5. 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを明確化するとともに、学長と学内組織間の関係性を整理し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

地方独立行政法人法第 78 条の 2 の規定による業務の実績に関する評価と学校教育法第 109 条の規定による自己点検・評価を明確に切り分けた上で、大学内組織として学長を責任者とする内部質保証の体制を強化。具体的には、前述の趣旨を明確にした「会津大学の内部質保証の方針」を策定し、あわせて、内部質保証に関する方針・計画立案を担当する企画運営委員会と自己点検・評価の実務を担当する評価委員会を立ち上げた。これにより、PDCA サイクルによる自律的・継続的な質の改善を図る体制を確立した。

6. 主要授業科目については、カリキュラムの体系性の観点から大学として定めることが望まれる。

主要授業科目については、学部・大学院ともにカリキュラムの体系性を担保したうえで確定済みであり、今後速やかに WEB サイトにて公表していく。

7. 成績評価については、学習者本位の観点から、評点のみでなく到達レベルを記述した評価基準を組織的に策定し学生に明示するとともに、成績評価の平準化について組織的に分析・検証し、見直すことが望まれる。

成績評価に関し、到達レベルを記述した評価基準につき WEB サイトにて公表済みⁱⁱ、あわせて学生に対しても Campus Guide への記載により周知済みである。成績評価の平準化については、教務委員会及び FD 推進委員会を中心に「教学マネジメント指針」への準拠性やシラバスの質の向上を図っていく過程で、あわせて検討を進めていく。

8. シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。

シラバスの記載項目及び記載方法については、学習者本位の観点からあらためて点検・検証を行ったところ、「教学マネジメント指針」において記載が求められている「授業科目の内容と方法」及び「事前事後学修の内容」の記載が不十分であることが判明したため、2026年度のシラバスからこれを記載することとして改善。また、「卒業論文」科目に関するシラバスが整備されていなかったため、策定した。なお、シラバスの各科目における記述に対する組織的なチェックについては、教務委員会におけるシラバスの管理の仕組みをさらに強化していくとともに、FDの観点からもシラバスの質の改善を図る。

9. 大学院の教育課程の体系性については、カリキュラムマップ・ツリーを作成する等、学習者本位の観点から学生にわかりやすく明示・周知することが望まれる。

大学院のカリキュラムマップについては作成を終え、今後、速やかにWEBサイトにて公表する。学生に対してはメールによる周知やオリエンテーションなどの機会に説明を行っている。

10. ファカルティ・ディベロップメント (FD) 及びスタッフ・ディベロップメント (SD) については、大学としての方針を明確化し、その方針に従ってテーマを設定する等、組織的な教育研究活動等の向上に向けたFD・SD活動の充実が望まれる。

FDについてはこれまで明文の方針がなかったため、あらたに「会津大学ファカルティ・ディベロップメント実施方針」を策定した。今後、WEBサイトにて公表する。

また、2025年度においては、FDとして教育の内部質保証に関する研修会を実施したほか、SDについては既存の「公立大学法人会津大学人材育成プログラム」に沿って活動を推進している。

11. 学習成果の把握・可視化については、各種アンケートの教学IR(Institutional Research)による分析・検証等、教育研究活動の改善に向けた大学としての組織的な取り組みの充実が望まれる。

企業・卒業生アンケート、全国学生調査結果の分析・活用等について、2026年度に企画運営委員会において、大学としての実施方針を検討、その後、評価委員会において具体的な実施要領を検討していく。また、卒業論文の評価に用いている「卒論到達度評価表」をプログラム終了時点での学習成果の把握可視化に資するものとするよう検討する。

【中期計画記載事項】

第1 教育の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)-1 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）をPDCAサイクルにより継続的に点検・評価し、これに基づき教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を見直して教育の質の改善を図るとともに、教員研修を含めた教員能力開発（Faculty Development：教員が自ら授業内容・方法を改善し向上させるための組織的かつ継続的な取組）を継続的に実施し、教員の教育能力向上を図る。また、本学が求める意欲を持った多様な学生を確保するため、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を学位授与方針の点検・評価や社会環境の変化に応じて見直すとともに、入学者選抜方法の妥当性を検証して継続的な改善を図りながら、学生募集、入学者選抜を実施する。

ディプロマ・ポリシーに関しては、中教審の「教学マネジメント指針」や「『3ポリシー』ガイドラインⁱⁱⁱ」（以下「指針等」という。）を踏まえ、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化する観点から、2026年度中に文言の修正等を行う。併せて、今後数年をかけて、指針等の趣旨に沿って、県や地域企業等、外部のステークホルダー等の意見聴取・調整を行いつつ、地域社会や産業界のニーズを取り込んだ形で、中長期的な視野で見直しを行う。

カリキュラム・ポリシーについても、ディプロマ・ポリシーの改定に応じて改定される。あわせて、主要授業科目やSR科目（学部）、ファンダメンタルコア科目（大学院）の構成などについても、カリキュラムの体系性や国際通用性、学修者本位等の観点からあらためて見直していく。ファカルティ・ディベロップメントについても、文科省の補助事業の要件や「教学マネジメント指針」の記載を踏まえて、FD推進委員会を中心に成果を重視して推進していく。

アドミッション・ポリシーについても指針等の趣旨を踏まえつつ、県や地域の産業界などのステークホルダーの意向や大学経営、高大接続等の多様な視点から見直しを図る。

ⁱ <https://u-aizu.ac.jp/curriculum/policy/curriculum/>

ⁱⁱ <https://u-aizu.ac.jp/curriculum/undergraduate/guide/guide14.html>

ⁱⁱⁱ 中教審大学分科会大学教育部会「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」を指す。